

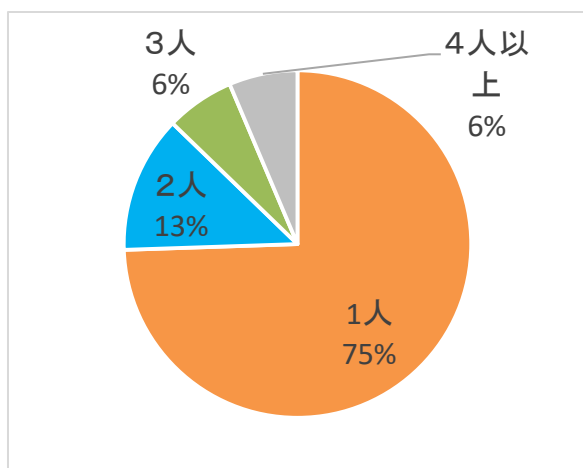
## 個別の指導・助言に係る都道府県選挙管理委員会への アンケート結果について

※ アンケート回収率：100%（全47都道府県選挙管理委員会から回答を得た）

### 1. 都道府県選挙管理委員会における個別の指導・助言に係る事務の体制 について

#### (1) 担当した職員数

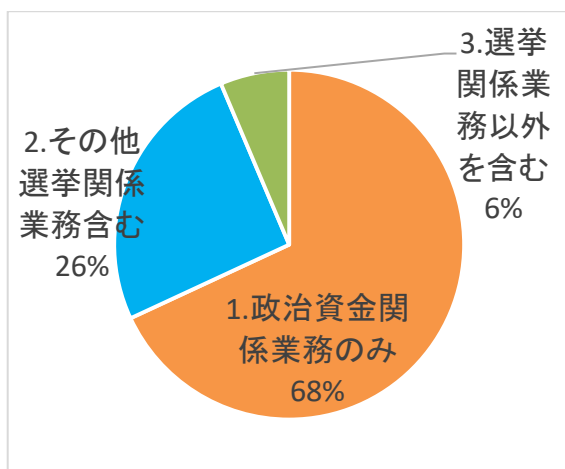
選挙管理委員会の75%で、個別の指導・助言に係る事務を担当した職員は1人となっている。



人数	1人	2人	3人	4人以上	合計
回答数	35	6	3	3	47
割合	75%	13%	6%	6%	100%

#### (2) (1)で「担当した」と回答した職員が通常、担当している事務

選挙管理委員会の約7割で、担当職員は政治資金関係業務のみを担当している。



番号	1	2	3	合計
回答数	32	12	3	47
割合	68%	26%	6%	100.0%

## 2 報告事務要領について

### ○ 報告事務要領の分かりやすさ

報告事務要領については、わかりやすいという回答が9割を超えた一方、「確認項目・確認項目以外の区別わかりにくい」「どの程度の案件を報告すればよいか不明」など報告すべき項目がわかりにくいなどの指摘もあり、改善の余地があると考えられる。

分かりやすい	43	91%
分かりにくい箇所あり	4	9%

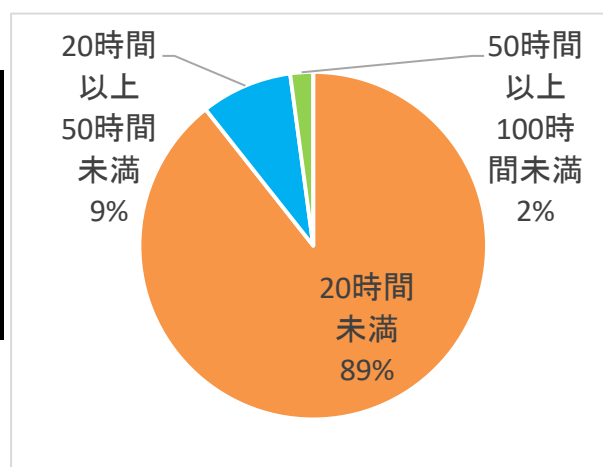
- ※ 「分かりにくい箇所があった」と回答したうち、具体的な箇所とその理由
- ・ 確認項目以外、提出方法 →事務要領が見つらい、事務局への送付物が分かりにくい。
  - ・ 確認項目、確認項目以外、提出方法 →確認項目以外について過去の報告事例の例示となっており、分かりにくい。確認項目/確認項目以外の区別が分かりにくい。
  - ・ 確認項目、確認項目以外、提出方法 →どの程度の案件を報告すればよいか不明確。提出は紙媒体かデータどちらなのかが不明。
  - ・ その他 →報告事務要領及び依頼文で「依頼の目的、背景」の説明がないため、初見だと事務内容が理解しづらかった。

## 3 個別の指導・助言に係る業務の事務負担

### (1) 事務局への報告に要した作業時間(延べ時間)

選挙管理委員会のうち約9割が、作業時間は20時間未満と回答しているが、確認すべき件数が多い選挙管理委員会の一部で作業時間が長くなっている事例がある。

作業時間	回答数	割合
20時間未満	42	89%
20時間以上 50時間未満	4	9%
50時間以上 100時間未満	1	2%
100時間以上	0	0%



- ※ 20時間以上 50時間未満と回答した4選挙管理委員会において形式審査を行った収支報告書の件数は、それぞれ119件(千葉県)、61件(静岡県)、40件(岡山県)、25件(熊本県)であった。
- ※ 50時間以上 100時間未満と回答した選挙管理委員会において形式審査を行った収支報告書の件数は、590件(東京都)であった。

(参考)要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和2年分収支報告書(定期分)の件数は2,622件

## (2) 報告期限についての要望

確認すべき収支報告書の件数が多い選挙管理委員会を中心に、報告期限後ろ倒しの要望があった。

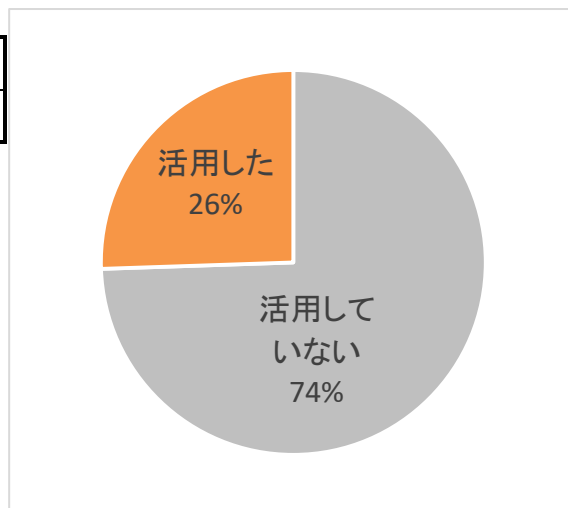
- ※ 報告期限について「変更してほしい」と回答した選挙管理委員会の具体的な希望時期  
( )内は、当該選管において、確認すべき件数
  - ・12月中旬以降(590件)
  - ・要旨公表を行う11月末より離れた日程にしてほしい。(12月下旬等)(54件)
  - ・12月初旬に収支公開室の収支報告書に関する調査が重なるため、やや後ろ倒しを希望(40件)
  - ・要旨公表を行う11月末と重ならないようにしてほしい。(21件)

## 4 個別の指導・助言の取組結果の都道府県選挙管理委員会における活用状況

### ○ 取組結果の活用

活用していない選挙管理委員会が7割を超えており、十分に活用されているとはいえない。

活用していない	35	74%
活用した	12	26%



### ○ 具体的な活用方法

活用していると回答した選挙管理委員会の多くは、実際の形式審査の際に参考とするなど、有効に活用していることがわかった。

- ・ 内部で共有し、政治資金監査報告書の確認に活用した。(茨城県)
- ・ 誤りやすい事例集を参考に監査報告書等の形式審査を行った。(栃木県)
- ・ 個別の指導・助言の対象にどのような者があったのか、どのような事例が都道府県選挙管理委員会から報告されたのかを確認し、次年の収支報告書の形式審査の参考とした。(群馬県)
- ・ 収支報告書の典型的な不備を把握する上で役立つことから、取組結果を参考にしながら翌年の収支報告書の受付をしている。(東京都)
- ・ 翌年度の政治資金収支報告書の受付にあたって注意すべき点等を確認するための参考とした。(山梨県)
- ・ イレギュラーな内容が発生した際の判断材料として活用した。(静岡県)
- ・ 翌年以降に提出される収支報告書の形式審査にあたり、注意すべき点として内容の把握に努めている。(愛知県)
- ・ 次年度にチェックする際の参考としている。(長崎県)

- ・ 個別の指導・助言の内容を踏まえ、監査報告書等の確認を行っている。(大分県)

(参考)その他の回答

- ・ 受付する職員に周知し、注意喚起を行っている。(京都府)
- ・ 担当者教育用資料として活用。(岡山県)
- ・ 事務担当者間での情報共有。(佐賀県)

## 5 その他の主な意見・要望等

### ○ 個別の指導・助言に係る報告等について

- ・ 個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数や報告書の件数について都道府県別の実績の共有。
- ・ 都道府県選挙管理委員会への報告依頼に関しては、都道府県選挙管理委員会側の人事異動も考慮し、「依頼の目的、背景」の説明や、リマインドを10月～11月だけでなく5月(国会議員関係政治団体からの収支報告書提出が最も多い月)にも行うこと。
- ・ 登録政治資金監査人に対する個別の助言・指導を複数回行ったにもかかわらず改善が見られない場合についての実効性のある指導。

### ○ 政治資金監査報告書について

- ・ 例年、監査の概要(1)の文中の「令和〇年」の記載について誤っている政治資金監査報告書が多数提出されており、研修等における注意喚起。
- ・ 政治資金監査報告書について、自署された原本ではなくカラーコピーが提出されることが多くなったことへの対策。

### ○ 政治資金監査一般について

- ・ 登録政治資金監査人の確認を受けているはずだが、収支報告書に誤りが多く、また、政治資金監査報告書自体の不備も多く見られるため、政治資金監査報告書のチェック業務が増え、職員の負担が大きい。登録政治資金監査人に対する研修等の充実。